

入院基本料に関する事項

1. 当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
2. 障害者施設等入院基本料7対1 328床
1階病棟・2階病棟・3階病棟・4階東病棟・
4階西病棟（48床）・5階病棟
（平成30年4月1日より）

結核病棟入院基本料7対1 12床
4階西病棟（12床）
（平成30年4月1日より）
3. 当院では、患者さん負担による付添看護は認められません。